

はじめに

税務上の基本的な取扱いは理解できたが、実際の税務上の有利・不利判定になると判断できない、しかし、クライアントから実際にリクエストがあるのは当然ながら有利・不利判定業務というのが、課税実務です。

本書の特色は単なる税務上の有利・不利判定だけに及ばず、有利・不利シミュレーションにおいての大前提である肝心の「留意点・盲点の総おさらいや、レアケースについての記述」に重点を置いたところです。

弊所伊藤俊一税理士事務所は、主に中小企業・零細企業の事業承継、資本戦略、組織再編成、M&A、相続対策等々に係るご質問に特化した「コンサル質問会」(主催：株式会社 KACHIEL (カチエル) <http://kachiel.jp/lp/consulting-question/>) 及び通常の課税実務に係る質問会「専門家のための税務 SOS」(事務局：株式会社バレーフィールド <https://myhoumu.jp/zeimusoudan/>) のご回答、及び複数社の会計事務所、税理士法人様の上記に係る顧問業務を取り扱っています。

本書の Q&A は上記の「実際に税理士等士業様」からご質問・ご相談を受けた事項をヒントに、「Ⅰ不動産関連税制、Ⅱ複数税目関係、Ⅲ資本戦略・組織再編成・M&Aに係る税制、Ⅳ個人資産税・法人資産税(相続税・贈与税・所得税)に係る税制、Ⅴ消費税・印紙税に係る税制」に分類し直し、回答を「税務上の有利・不利判定」という視点で、再編集したものです。本書の性格上、上記理由から極めて実践的な書籍になったものと思われます。

類書においても、本書の目次の項目に係る「基本的な課税関係」や「(法務等含めた) 諸手続きについては網羅されている節があります。当然、そういった網羅性を重視した「教科書」も必要であることは否定していません。

しかし、冒頭で述べた通り実務では、税務上の基本的な取扱いは理解できたが、実際の有利・不利の判定になると判断できない、でも、クライアントから実際にリクエストがあるのは当然ながら有利・不利判定業務なのです。そこで、本書では、「ノウハウ」「アイデア」「知恵・創意工夫」といったものを現場のコンサルティングでの所感を踏まえながら、執筆しました。

また、「有利・不利判定」も組織再編成、グループ通算制度（旧連結納税制度）等の類書に多いのですが、単なるパターン別の数値の羅列になっていることが多く、肝心のシミュレーションにおいての大前提である「留意点・盲点の総おさらいや、レアケースについての記述」があまり言及されていません。筆者自身、「留意点・盲点の総おさらいや、レアケースについての記述」を極力意識して執筆に備えた次第です。

本書の大きな特徴は、以下の点に集約されます。

- ・税務上の有利・不利判定に係るシミュレーションの前段階としての「留意点・盲点の総おさらい」や、「レアケース」について網羅し、さらに、「ノウハウ」「アイデア」「知恵・創意工夫」をそれらにリンクさせた構成になっています。
- ・初級者から上級者まで幅広い読者のニーズに応えるものを意識したこと、一方で基本的な記載方法や課税関係については極力省略しました。
- ・論点は周辺実務に関して限って言えば、課税実務に真に即した網羅性を重視し、類書では軽く扱っている記載についても誌面の許す限り詳細な解説を加えていること。
- ・裁決・裁判例・判例についても網羅性を重視し、できるだけ実務上のヒントになるような汎用性のあるものを厳選して掲載したこと。
- ・苦手意識を持っている実務家が多いため表現はできるだけ平易に、また、随所に非常に簡単な「よくある」事例を組み込み、具体的な取引をイメージしていただけるようにしたこと、一方で、実務上稀な事例についても上級者向けに汎用性のある取引のみを厳選し掲載したこと。

(この点に関しては論点の切り貼りと感じられる読者もいらっしゃると思いますが、課税実務での多くの失敗は「不知・うっかり」によるものです。したがって論点は誌面の許す限り掲載しました。しかしながら、リストラクテッド・ストックや国外転出時課税などは意図的に割愛し、あくまで「普段よく使う周辺課税実務」にこだわっています。)

執筆にあたっては、細心の注意を払ったつもりですが、初めての試みが多かった点もあり、至らぬ点が多いと思います。読者の皆様にはお気づきの点があれば、ぜひご指摘をいただきたく存じます。

企画段階から編集等、力強くサポートしていただいた、株式会社ロギカ書房代表取締役橋詰守氏また、普段から多数の質の良いご相談・ご質問事項をくださる「コンサル質問会」(主催：株式会社 KACHIEL (カチエル) <http://kachiel.jp/lp/consulting-question/>) 及び通常の課税実務に係る質問会「専門家のための税務 SOS」(事務局：株式会社バレーフィールド <https://myhoumu.jp/zeimusoudan/>) の会員様、及び私が顧問業務をさせていただいている複数社の会計事務所、税理士法人様には心から感謝申し上げます。

令和 2 年 1 月

税理士 / 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士 伊藤 俊一

目次

はじめに

I 不動産関連税制

- Q I -1** 社長（オーナー）の自宅購入は、「個人購入」と「法人購入」どちらが有利？……2
- Q I -2** 「居住用財産3,000万円控除の特例適用」と「住宅ローン控除適用」どちらが有利？……32
- Q I -3** 土地売却時の取得費は、「概算取得費を用いる」と「市街地価格指数を用いる」どちらが有利？……40
- Q I -4** 借地権について、「事後に無償返還届出書を提出」と「自然発生借地権を算定し等価交換」どちらが有利？……54
- Q I -5** 不動産所有型法人スキーム策定において、「土地建物ともに売却」と「建物のみ売却」どちらが有利？……67

II 複数税目関係

- Q II -1** 「役員報酬の増額」と「法人課税所得の増加」どちらが有利？……92

- Q II-2** 社長（オーナー）からの貸付金、「生前に精算する」と「精算しない」どちらが有利？……128
- Q II-3** オーナーへの貸付金は、「解消する」と「解消しない」どちらが有利？……189
- Q II-4** 退職金を、「現金で支給する」と「現物で支給する」どちらが有利？……203

Ⅲ 資本戦略・組織再編成・ M&A に係る税制

- Q III-1** 株主への資金還元方法として、「配当する」と「配当しない」どちらが有利？……208
- 補問 A 完全支配関係（100%グループ内）の資産移転方法について、基本的な留意事項……212
- 補問 B 保険積立金は譲渡損益調整資産か？また、適格現物分配できるか？……225
- Q III-2** 配当するなら、「資本剰余金を配当する」と「自己株式の取得（金庫株）にする」どちらが有利？……231
- Q III-3** 事業 M&A における、「株式譲渡スキーム」と「事業譲渡スキーム」どちらが有利？……241
- Q III-4** 株式譲渡スキーム事業 M&A において売主が個人・買手が法人の場合、「単純売却」と「売却前に種々の手法を重ねて使う」どちらが有利？……244
- 【実践例 1】株式譲渡スキームにおける個人株主、法人株主混在パターンの実例、違法配当の有効性……246

【実践例 2】医療法人 M&A の実践事例／理事退職金の過大性の考え方
……250

【実践例 3】同族法人間 M&A において事業譲渡した場合の営業権の評価
……253

【実践例 4】第三者 M&A において欠損会社が事業譲渡する場合における営業権の評価……257

【実践例 5】得意先を含めた資産の譲渡の所得区分……258

【実践例 6】税理士事務所の事業承継 営業権譲渡に係る課税関係……259

補問 C M&A 関連費用の取扱い……260

Q III-5 少数株主からの買取請求があった時、「そのまま応じる」と「非訟事件にする」どちらが有利？……267

Q III-6 不要不動産を切り分けたい場合、「不動産をそのまま売却する」と「不動産会社株式を売却する」どちらが有利？……269

Q III-7 会社の期限切れ欠損金が残っている場合、「そのまま切り捨てる」と「何らかの収益付けをして欠損金を解消する」どちらが有利？
……287

IV 個人資産税・法人資産税 (相続税・贈与税・所得税) に係る税制

Q IV-1 「養子縁組をする」と「しない」どちらが有利？……296

補問 D 再転相続の有利・不利判定……299

- QIV-2** 各事業体の比較について、パス・スルー課税の諸論点と、業種に合った事業体選択の有利・不利……301
- QIV-3** 「生前贈与する」と「相続税を支払う」どちらが有利？……311
- QIV-4** 「オーナー個人財産の法人への流入」と「事業承継税制をそのまま適用」どちらが有利？……313
「持株会社にする」と「本体会社そのままに適用する」どちらが有利？……313
- 補問E 事業承継税制（特例）適用時のクライアント要請別の有利・不利判定……318
- QIV-5** 贈与税の納税猶予において「相続時精算課税併用（平成29年度改正）」と「暦年課税」どちらが有利？……320
- QIV-6** 個人確定申告における、「純損失の繰越控除」と「繰戻還付」どちらが有利？……324
- 補問F 個人事業の事業廃止の意義とは……331

V 消費税・印紙税に係る税制

- QV-1** 消費税、「本則課税」と「簡易課税」どちらが有利？……338
- QV-2** 消費税、「一括比例配分方式採用」と「個別対応方式採用」どちらが有利？……390
- QV-3** 契約書の記載事項による有利・不利……409

【資料1】 誤りやすい事例集（資産課税編）……437

【資料2】 資産課税関係 誤りやすい事例（土地等譲渡所得関係）……455

【資料 3】 質疑応答事例 土壤汚染地の評価……477

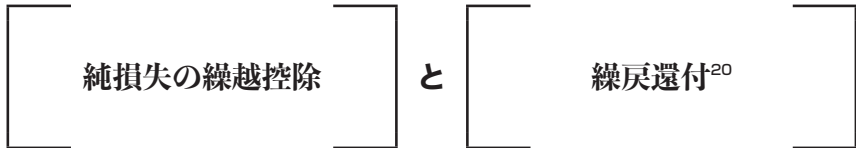
【資料 4】 3000万円特別控除制度創設までの居住用財産を譲渡した場合の特
例の経緯……487

【凡例】

国通法	国税通則法
国通令	国税通則法施行令
相法	相続税法
民	民法
相基通	相続税基本通達
相令	相続税法施行令
所令	所得税法施行令
評基通	財産評価基本通達
所法	所得税法
所基通	所得税基本通達
措法	租税特別措置法
措通	租税特別措置法関係通達
通法	国税通則法
法法	法人税法
法令	法人税法施行令
会法	会社法

Q IV-6

個人確定申告における、



どちらが有利？

Answer

下記の通りとなります。

【解説】

純損失の繰越控除は、繰越控除された年分は課税標準の合計額と合計所得金額はイコールしません。合計所得金額に条件が設けられている規定では所得要件をチェックする必要があります。そして損失発生年分が期限後申告でも適用可能です。

下記が典型的な留意点です。

所事例1923 純損失の繰越控除（TAINZ コード 所得事例001923）

〔問〕

私は物品販売業を営んでいますが、昨年は収入2,000万円、必要経費2,500万円で差し引き500万円の赤字が生まれました。

今年は土地を売却して譲渡所得がありますが、昨年の事業の赤字を今年に繰り越して譲渡所得から控除できるでしょうか。

どんな場合に純損失の繰越控除の適用があるのかご教示ください。

²⁰ 本問は岡野訓他『実務目線からみた税務判断—実務で直面する厳選20事案』大蔵財務協会（2014/09）p.186～196を参照しています。

〔答〕

純損失の金額とは、不動産所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得の損失の金額（損益通算の対象とならない損失の金額を除きます）で、損益通算の方法により他の黒字の各種所得の金額から控除してもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます（所法2(1)25）。

純損失の金額がすべて繰越控除の対象となるとは限っておりませんが、(1)繰越控除の対象となる純損失の金額の範囲、(2)繰越控除の方法、(3)控除の順序について以下に説明することにします。

(1) 繰越控除される純損失の金額の範囲
繰越控除される純損失の金額の範囲は、その納税義務者がその純損失の金額が生じた年分の所得税について青色申告書を提出している者であるか、青色申告書以外の申告書を提出している者であるかにより、次のような差異があります。

イ 純損失の金額が生じた年分の所得税について青色申告書を提出している者（青色申告者）は、原則として、その年に生じた純損失の金額のすべてを、その年の翌年以後に繰り越して繰越控除を受けることができます（所法70(1)）。

ロ 純損失の金額が生じた年分の所得税について青色申告書以外の確定申告書を提出している者（白色申告者）は、その年に生じた純損失の金額のうち、変動所得の金額の計算上生じた損失の金額及び被災事業用資産の損失の金額に限って、その年の翌年以後に繰り越して繰越控除を受けることができます（所法70(2)）。

(2) 純損失の繰越控除の方法

純損失の金額を繰越控除する場合には、その純損失の金額は、まずその純損失の金額が生じた年の翌年において控除し、繰越控除する純損失の金額のほうがその年分の所得金額よりも多額な場合に限り、その年において控除しきれなかった部分の金額を更にその翌々年に繰り越して控除します。この場合において、純損失の生じた年の翌年から3年間にわたり繰越控除してもなお控除しきれない純損失の金額があるときは、そ

の控除しきれない部分の純損失の金額は打ち切られ、課税標準の計算には反映されないこととなります。また、その年において控除する純損失の金額は、その年分において損益通算が行われるときは、その損益通算後の金額に、総合課税とされる資産に係る長期譲渡所得の金額又は一時所得の金額があるときは、これらの所得の金額については2分の1した後の金額から控除します（所法22(2)、所令201条3号）。

（注）繰り越された純損失の金額をその年の損益通算後の総所得金額、超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離課税とされる資産の短期譲渡所得の金額、分離課税とされる資産の長期譲渡所得の金額、山林所得金額又は退職所得金額から控除してもなお残額がある場合には、雑損失の金額の繰越控除がない限り、その残額がそれぞれの年の課税標準とされる総所得金額、分離課税とされる超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、分離課税とされる土地等に係る事業所得等の金額、分離課税とされる資産に係る短期譲渡所得の金額、分離課税とされる資産に係る長期譲渡所得の金額、山林所得金額又は退職所得金額となります。

お尋ねの場合の赤字が、前年分の所得税について青色申告書を提出しておられるときは、その損失の金額のすべてを今年に繰り越して分離課税とされる資産の譲渡所得からも控除をすることができます。

なお、純損失の繰越控除の適用を受けるためには、(1)のイの場合は、純損失の生じた年の青色申告書を期限内に提出しその後の年分について連続して確定申告書を提出することが必要ですし、(1)のロの場合は、純損失の生じた年に損失の金額に関する事項を記載した確定申告書を期限内に提出しその後の年分について連続して確定申告書を提出することが必要です（所法70(4)）。

下記の公表裁決も知っておくべきでしょう。

（平成23年4月27日裁決）

QIV-6 個人確定申告における、「純損失の繰越控除」と「繰戻還付」どちらが有利？ 327

純損失の繰戻還付については、損失年と繰戻し年の両方が青色申告である必要があります。また、損失年は期限内申告書に加え還付請求書の提出が必要となります。

なお、同時提出について認められなかった裁決は確認しておくべきです。

(裁決平6.10.17、裁決事例集 No.48 112頁)

《裁決書（抄）》

3 判断

本件審査請求の争点は、請求人が本件還付請求書を本件申告書と同時に、かつ、本件申告書の法定申告期限までに提出しなかったことにつき、やむを得ない事情があったか否かにあるので、以下審理する。

(1) 次の事実については、請求人及び原処分庁の双方に争いがなく、当審判所の調査によっても、その事実が認められる。

- イ 平成4年3月9日に、本件申告書が原処分庁に提出されたこと。
- ロ 本件申告書の二面には、「合計額が赤字の場合は、その赤字は、平成4年分以後に繰り越して差し引かれます。また、平成2年分も青色申告書を提出しているときは、その赤字の全部又は一部を平成2年分に繰り戻して税金の還付を受けることもできます。繰り戻しについては、税務署におたずねください。」と印刷されていること。
- ハ 平成5年3月12日に、本件還付請求書が原処分庁に提出されたこと。

(2) 請求人は、当審判所に対し次の内容を答述している。

- イ 昭和63年にP市R町にマンションを購入し、不動産貸付業を始めると同時に青色申告の承認の申請をしたこと。
- ロ 昭和54年にA国の永住権を取得し、1年のうち半分くらいの期間A国に滞在していること。
- ハ 平成3年12月26日から平成4年4月上旬までA国に滞在していたこと。

ニ 本件申告書は、平成4年1月ころ請求人の次男B（以下「B」という。）から送付を受けた申告書に本人自身が記入し、これを平成4年3月上旬にBに郵送し、同人を經由して原処分庁に提出したものであること。

ホ 請求人が本件申告書をBに郵送したところ、請求人の長男C（以下「C」という。）から電話があり、請求人は、還付請求ができること及びその請求を行う場合には確定申告書の提出と同時に還付請求書を提出しなければならない旨を知ったこと。

ヘ しかしながら、請求人は、還付請求の期限について、以前読んだ新聞により還付請求ができる期間は5年間と思い込んでいたこと及び上記ホのCからの電話の際にも、今から送付しても間に合わないということで、「来年やるからいいわよ」と返答し、電話を切り、その後、何の確認や問い合わせもしなかったこと。

ト 前記(1)の口の事実について、請求人は、本件申告書を提出する時点では、余りにも字が小さくて見落としてしまい、気が付かなかったこと。

(3) ところで、所得税法第140条第1項は、青色申告書を提出する居住者は、その年において生じた純損失の金額がある場合には、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し所得税の還付を請求することができる旨規定し、さらに、所得税法第140条第4項では、第1項の規定は、同項の居住者がその年の前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合であって、その年分の青色申告書を提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する旨規定している。

また、所得税法第142条《純損失の繰戻しによる還付の手続等》第1項では、還付の請求をしようとする者は、その還付を受けようとする所得税の額、その計算の基礎その他大蔵省令で定める事項を記載し

た還付請求書を税務署長に提出しなければならない旨規定している。

このように、所得税法の規定によれば、純損失の金額が生じた年分の青色の確定申告書の提出と同年分の純損失の繰戻しによる還付を受けるための還付請求書の提出は、同時に行わなければならないこととされている。

- (4) 純損失の繰戻しによる還付請求に関して基本通達では、還付請求書が青色申告書と同時に提出されなかった場合でも、同時に提出されなかったことについて税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、これを同時に提出されたものとして所得税法第140条第1項の規定を適用して差し支えない旨定め、運用の弾力化が図られている。

この基本通達にいう「やむを得ない事情」とは、納税者の責めに帰することのできないような特別の事情により、青色申告書の提出と同時に還付請求をなし得なかったと合理的に認められるような例外的な場合をいうのであって、いわゆる法の不知を含まないものと解するのが相当である。

- (5) 請求人は、純損失の繰戻しによる還付請求が可能な期間を5年間であると考えていたこと及び平成3年12月26日から平成4年4月上旬までの間はA国に滞在しており、平成3年分の所得税の確定申告期間中は日本国内にいなかったことから、本件還付請求書を本件申告書と同時に提出することができなかったものであり、このことは、基本通達にいう「やむを得ない事情」に該当するから、本件還付請求を認めるべきである旨主張する。

しかしながら、還付請求が可能な期間を5年間であると考えていたという請求人の法の不知は、上記(4)で述べたとおり「やむを得ない事情」に当たらず、また、上記の期間A国に滞在していたため、平成3年分の所得税の確定申告期間中は日本国内にいなかったという事情についても、前記(2)の請求人の答述のとおり、1. 本件申告書はA

330 IV 個人資産税・法人資産税（相続税・贈与税・所得税）に係る税制

国において請求人自身が作成し、Bを経由して提出していたこと、及び2. 本件申告書が原処分庁に提出された日より前の平成4年3月上旬ころ、請求人は、Cから所得税の純損失の繰戻しによる還付の制度があることを知らされ、また、同人から、その制度の適用を受けるためには確定申告書と還付請求書とを同時提出しなければならない旨の連絡を受けていながら、何の確認や問い合わせもしなかったことが認められるから、請求人の責めに帰することのできないような特別の事情とは認められない。

したがって、この点に関する請求人の主張は採用することができない。

- (6) 以上のとおり、請求人には、本件還付請求書を本件申告書と同時に、かつ、本件申告書の提出期限までに提出しなかったことにつき、請求人の責めに帰することのできないような特別の事情があったとは認められないから、基本通達にいう「やむを得ない事情」がないとして行った原処分は相当である。

有利・不利の判定での結論は下記の通りとなります。

まず、確実に利用できる繰戻還付を適用します。なお、復興特別所得税は繰戻還付対象外です。両者の利用が可能であれば、減税額で有利・不利判定を決めます。

前年適用税率 > 来年予定適用税率の開差が大きければ、繰戻還付有利です。
前年税率 = 来年予定適用税率の場合、シミュレーション上、繰越控除の場合、課税標準から控除し、繰越控除後の金額に所得控除があるという計算過程に留意します。純損失の金額が非常に大きい場合は、それを利用することを優先したいので繰戻還付の適用を受けておくべきです。

補問 F

個人事業の事業廃止の意義とは²¹

Answer

下記の各種税務面に留意が必要です。

【解説】

個人事業廃止の意義は下記の裁判例が参考になります。

横浜地方裁判所平成13年（行ウ）第41号所得税更正処分等取消請求事件（棄却）（確定）国側当事者・藤沢税務署長平成15年4月16日判決【税務訴訟資料 第253号 順号9323】【損益通算／廃業後に生じた費用の必要経費該当性】（TAINZ コード Z253-9323）

〔判示事項〕

- (1) 事業所得及び事業の意義
- (2) 納税者は、内航船舶貸渡業に係る所有船舶すべてを譲渡し、その後の年においては船舶を所有せず積極的な取引活動は行っていないこと、また、課税庁に個人事業廃業届及び事業廃止届を提出していることなどからすれば、納税者には右事業を反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められるとはいえず、事業は廃止されたというのが相当であるとされた事例
- (3) 事業所得（所得税法27条2項）及び必要経費（所得税法37条1項）の各規定からすると、事業所得は、収入があることを前提としており、事業を廃止して収入がなくなった場合には、必要経費の発生は想定されていないと解されるとされた事例
- (4) 事業を廃止した場合においては、廃止以後に生じた費用については所

²¹ 本問は岡野訓他『実務日線からみた税務判断—実務で直面する厳選20事案』大蔵財務協会（2014/09）p.197～209を参照しています。

得税法63条が適用され、事業を廃止した日の属する年分の金額の計算上、必要経費に算入されるというのが所得税法の仕組みであることから、事業廃止後に事業収入がないにも関わらず支払利息など計上することはできないとされた事例

〔判示一部抜粋〕

3 本件事業の廃止の有無

(1) 事業所得及び事業の意義

【判示(1)】

所得税法27条1項は、「事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。」と規定している。そして、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいうと解される（最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集第35巻3号672頁参照）。

(2) 本件事業の廃止の有無についての判断

ア 2の事実のとおり、原告は、本件事業（内航船舶貸渡業）に係る所有船舶すべてを譲渡し、その後の平成8年及び同9年においては船舶を所有しておらず、積極的な取引活動は行っていないといえる。そして、被告に対し個人事業廃業届及び事業廃止届を提出している。

イ なお、原告は、運輸省に対しては廃業届を提出していないが、これは内航船舶貸渡業の営業許可を取り消されないために上記廃業届を提出しなかったものである。営業許可の有無は、営業の有無を推測させる面もあるが、それ自体としては当該事業を適法に行うことができるか否かを示すものにすぎず、実際に事業を行っているかを直接示す事情ではない。

また、原告は、その陳述書等において、一次的に休業する意思を有していたにすぎないとするが、原告がその意思に基づき作成したと認められる個人事業廃業届及び事業廃止届において、「休業」という選択肢に印を付けずに、「廃業」という選択肢に印を付けたのであるから、休業する意思に止まるということとはできない。

また、原告による利息等の支払及び示談契約の締結行為があるものの、支払関係は、いずれも元となる債務の発生原因が平成8年より前に生じたものである。

【判示(2)】

ウ 以上の事実関係を総合すれば、原告には平成8年以降において本件事業を反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められるとはいえず、平成7年中に事業は廃止されたというのが相当である。

しかし、課税実務において、所得税法上の収入といえるのは、上記判示の売上収入のみならず、事業随付収入や事業用資産の売却収入も内包されます。小規模企業共済の共済金受取りのため、早々に廃業届出を提出する例も散見されますが、実態として事業廃止でないと認められた場合、消費税の納税義務は生じると考えられます。

そこで事業廃止後の各税目の留意点を検証します。

必要経費の特例(所法63)ですが、それに係る更正の請求は2か月以内です(国通23)。

事業廃止後の費用・損失につき、過年度分の必要経費に算入した結果、事業所得が赤字になった場合では純損失の繰戻還付はできません。事業廃止の前後で費用・損失の取扱いは異なりますし、事業廃止年により繰戻還付の対象となる年も変化するため、事業廃止時期をいつにするかの決定が課税実務では重要です。

消費税に関しては、みなし譲渡(消法4④一)に留意が必要です。「家事のた

334 IV 個人資産税・法人資産税（相続税・贈与税・所得税）に係る税制

めに消費し、使用した場合」の論点がありますが、これの正確な捉え方は、家事で使用しなくても、事業の用に供していない場合は家事使用とされるということです。当局調査において非常に指摘を受ける項目であり、少なくとも免税事業者に該当するまでは、家事使用は極力さけるべきです。

なお、事業を廃止しても自動的に簡易課税が不選択になることはありません。この点につき参考となる裁決例があります。

（平17.1.7 裁決、裁決事例集 No.69 402頁）

《裁決書（抄）》

4 判断

(1) 消費税法第37条第2項及び同条第4項によれば、簡易課税制度を選択した事業者が事業を廃止した場合は、事業廃止届出書を提出しなければならず、当該届出書が提出された日の属する課税期間の末日の翌日（翌課税期間の開始の日）以後に簡易課税制度選択届出書の効力が失われると規定されているのであるから、簡易課税制度選択届出書の効力が喪失するのは、事業廃止届出書の提出があった日の属する課税期間の末日の翌日と解するほかないというべきである。

したがって、消費税法第37条第2項に規定する事業廃止届出書を提出しない限り、事業を廃止した日の属する課税期間の翌課税期間以後も、簡易課税制度を適用しなければならないこととなる。

(2) これを本件についてみると、請求人は、平成元年10月3日に本件簡易課税制度選択届出書を提出した事業者であり、本件簡易課税制度選択不適用届出書及び本件事業廃止届出書は、いずれも消費税法第37条第2項に規定する事業廃止届出書と認められるところ、当該届出書はいずれも平成14年8月30日に提出されたものであり、本件各課税期間の開始の日の前日までに提出されていない。

したがって、本件各課税期間については、本件簡易課税制度選択届出書の効力は存続しているものといわざるを得ない。

(3) この点、請求人は、消費税法第37条第2項に規定する事業廃止届出書の提出の有無にかかわらず、事業を廃止した日の属する課税期間の末日の翌日（翌課税期間の開始の日）に、簡易課税制度選択届出書の効力は喪失すると解すべきであると主張するが、消費税法第37条第2項及び同条第4項の解釈上、これを採用することはできない。

なお、請求人が根拠とする消費税法第57条第1項及び基本通達1-4-8の規定は、いわゆる免税事業者に関する規定及び通達であり、また、消費税法施行令第57条の2第2項は、簡易課税制度選択届出書又は簡易課税制度選択不適用届出書を期限内までに提出できなかった場合の特例承認に関する規定であって、いずれも本件における簡易課税選択届出の効力喪失に関するものではない。

したがって、請求人の上記主張は採用できない。

(4) 以上のとおり、簡易課税制度選択届出書の効力が喪失するのは、事業廃止届出書の提出があった日の属する課税期間の末日の翌日と解すべきであるから、本件各課税期間については、本件簡易課税制度選択届出書の効力は存続しており、簡易課税制度を適用しなければならない。

したがって、本件各通知処分は適法である。

【消費税法基本通達 1-4-15】

（事業を廃止した場合の届出書の取扱い）

1-4-15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第19条第1項第3号から第4号の2まで《課税期間の特例》、第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》又は第42条第8項《任意の中間申告》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。（平9課消2-5、平15課消1-37、平23課消1-35、平25課消1-34、平30課消2-5により改正）

(1) 法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》、第19条第3項《課税

336 IV 個人資産税・法人資産税（相続税・贈与税・所得税）に係る税制

期間の特例の選択不適用》、第37条第5項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》又は第42条第9項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、他の規定による事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。

- (2) 法第57条第1項第3号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第9条第5項、第19条第3項、第37条第5項又は第42条第9項に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。

なお、上記論点、すなわち、個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされるという論点は、日本経済新聞「廃業時の消費税、4割近くで課税漏れか 検査院指摘」2019年10月8日報道がありました。会計検査院の指摘項目ですが、実際に廃業した個人事業主に（廃業時の申告ということで遡及して）調査が入るか本稿脱稿時点では不明です。